

介護付き有料老人ホーム グリーンリーフ

特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

医療法人社団 紀洋会

特定施設入居者生活介護

介護付き有料老人ホーム グリーンリーフ 重要事項説明書

1 指定特定施設入居者生活介護サービス及び短期利用特定施設入居者生活介護サービスを提供する事業者

事業主体の名称	医療法人社団 紀洋会	
事業主体の代表者の氏名及び職名	理事長 余田 洋右	
事業主体（法人）の主たる事務所の所在地 (連絡先及び電話番号等)	事業主体（法人）の主たる事務所の所在地	兵庫県 丹波篠山市東吹 1015 番 1
	電話番号	079-594-1616
	F A X 番号	079-594-1617
	ホームページアドレス	http://kiyoukai.com
事業主体の設立年月日	平成 3 年 3 月 28 日	

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名称	介護付き有料老人ホーム グリーンリーフ
介護保険指定 事業所番号	2871301996
事業所所在地	兵庫県丹波市春日町野村 1996 番地
連絡先 相談担当者名	0795-88-5527 施設長 正木 聡里
入居定員	30 人
居室数	30 室

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供することを目的とする。
運営の方針	入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

(3) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 正木 聡里
-----	------------

職	職務内容	人員数
管理者	管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。	常勤 1 名 介護職と兼務
計画作成担当者	計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。	1 名以上
生活相談員	生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。	常勤 1 名
看護職員	看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとする。	常勤 1 名以上
介護職員	介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。	9 名以上
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。	非常勤 1 名
事務職員	必要な事務を行う。	1 名以上

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) サービス内容

サービス区分と種類	内容
特定施設入居者生活介護計画（短期利用特定施設入居者生活介護計画）の作成	<特定施設入居者生活介護> 1 利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた特定施設入居者生活介護計画を作成します。 2 特定施設入居者生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 特定施設入居者生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たとき

	は、特定施設入居者生活介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、特定施設入居者生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 <短期利用特定施設入居者生活介護> 1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期利用特定施設入居者生活介護計画を作成します。 2 短期利用特定施設入居者生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 短期利用特定施設入居者生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、短期利用特定施設入居者生活介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、短期利用特定施設入居者生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
食事	利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
入浴	入浴サービスを提供します。
排せつ	排泄の介助にかかるサービスを提供します。
離床、着替え、整容等の日常生活上の世話	1 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 3 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
機能訓練	機能訓練指導員により入所者及び短期利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下防止に努めます。
健康管理	1 看護職員により入所者及び短期利用者の状況に応じて適切な措置を講じます。 2 外部の医療機関に通院する場合は、その介助について出来る限り配慮します。
レクリエーション等	1 利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供します。

	(レクリエーション ・ グループワーク ・ 行事的活動 ・ 体操等)
相談及び援助	入所者及び短期利用者とその家族からの相談に応じます。

(2) 特定施設入居者生活介護及び短期利用特定施設入居者生活介護従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

(1) 特定施設入居者生活介護の利用料

区分・要介護度		基本単位	利用料 円／日	利用者負担額（円／日）		
				1割負担	2割負担	3割負担
特定施設 入居者生 活介護費	要支援1	183	183	183	366	549
	要支援2	313	313	313	626	939
	要介護1	542	542	542	1084	1626
	要介護2	609	609	609	1218	1827
	要介護3	679	679	679	1358	2037
	要介護4	744	744	744	1488	2232
	要介護5	813	813	813	1626	2439

(2) 短期利用特定施設入居者生活介護の利用料

区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
特定施設 入居者生 活介護費 (短期利用)	要支援1	183	183	183	366	549
	要支援2	313	313	313	626	939
	要介護1	542	542	542	1084	1626
	要介護2	609	609	609	1218	1827
	要介護3	679	679	679	1358	2037
	要介護4	744	744	744	1488	2232
	要介護5	813	813	813	1626	2439

(注) 短期利用特定施設入居者生活介護の利用については、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

(3) 加算料金

算定要件を満たした場合は上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

(※厚生労働大臣が定める基準に準ずる)

又、算定要件を満たさない場合には請求をいたしません。

加算	基本単位	利用料 円	利用者負担 (円)			
			1割負担	2割負担	3割負担	
退院・退所時連携加算 (入居日より 30 日以内)	30	30	30	60	90	日
入居継続支援加算 (I)	36	36	36	72	108	日
入居継続支援加算 (II)	22	22	22	44	66	日
医療機関連携加算	100	100	100	200	300	月
医療機関連携加算	40	40	40	80	120	月
退居時情報提供加算	250	250	250	500	750	回
夜間看護体制加算 (I)	18	18	18	36	54	日
夜間看護体制加算 (II)	9	9	9	18	27	日
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	10	10	10	20	30	月
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	5	5	5	10	15	月
新興感染症等施設療養費	240	240	240	480	720	日
科学的介護推進体制加算	40	40	40	80	120	月
ADL維持管理加算 (I)	30	30	30	60	90	月
ADL維持管理加算 (II)	60	60	60	120	180	月
生産性向上推進体制加算 (I)	100	100	100	200	300	月
生産性向上推進体制加算 (II)	10	10	10	20	30	月
個別機能訓練加算 (I)	12	12	12	24	36	日
個別機能訓練加算 (II)	20	20	20	40	60	月
口腔・栄養スクリーニング加算	20	20	20	40	60	回
サービス提供体制強化加算 (I)	22	22	22	44	66	日
サービス提供体制強化加算 (II)	18	18	18	36	54	日

介護職員等処遇改善加算（Ⅰイ）	14.8%		所定単位数の14.8%			月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	15.9%		所定単位数の15.9%			月
看取り介護加算（Ⅰ）(1)～(4)	72～1280	72～1280	72～1280	144～2560	216～3840	日
看取り介護加算（Ⅱ）(1)～(4)	572～1780	572～1780	572～1780	1144～3560	1716～5340	日

その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。
-----	--

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月5日までに請求書送付者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 請求月の15日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 振替日：15日：中兵庫信用金庫・JA丹波ささやま ゆうちょ銀行・但馬銀行・みなと銀行 JA丹波ひかみ イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、翌月の請求書と合わせて、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「特定施設入居者生活介護計画」又は「短期利用特定施設入居者生活介護計画」を作成します。なお、作成した「特定施設入居者生活介護計画」又は「短期利用特定施設入居者生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「特定施設入居者生活介護計画」又は「短期利用特定施設入居者生活介護計画」に基づいて行います。なお、「特定施設入居者生活介護計画」又は「短期利用特定施設入居者生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) （短期利用）特定施設入居者生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 正木 聡里
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者・家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏名	続柄
	住所	
	電 話 番 号	
	携 帯 電 話	
	勤 務 先	
【主治医】	医療機関名	
	氏名	
	電話番号	

1 0 事故発生時の対応方法について

利用者に対する（短期利用）指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する（短期利用）指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株) 全老健共済会
保 険 名	居宅サービス事業者賠償事故補償制度（特定施設入居者生活介護）
補償の概要	賠償責任保険

1 1 心身の状況の把握

（短期利用）特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 2 介護支援事業者等との連携

- ① （短期利用）特定施設入居者生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する（短期利用）特定施設入居者生活介護計画の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。（短期利用のみ）

1 3 サービス提供の記録

- ① （短期利用）特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 4 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 正木 聡里 ）

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回 5月・ 11月）
- ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

1 5 衛生管理等

- (1) （短期利用）特定施設入居者生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 6 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 7 協力医療機関について

事業者は、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関>

岡本病院

兵庫県丹波篠山市東吹 1015 番 1

Tel. 079-594-1616

1 8 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した介護サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地 兵庫県丹波市春日町野村 1996 番地 電話番号 0795-88-5527 ファックス番号 0795-88-5528 受付時間 午前 9:00～午後 5:00 窓口 施設長 正木 聡里
【市町村（保険者）の窓口】	所在地 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1 番地 電話番号 0795-88-5266 （丹波市介護保険課）
【公的団体の窓口】	所在地 兵庫県神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801 電話番号 078-332-5617 （国民保健団体連合会）

1 9 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、説明を行いました。

事業者	所在地	兵庫県丹波市春日町野村 1996 番地
	法人名	医療法人社団 紀洋会
	代表者名	理事長 余田洋右
	事業所名	介護付き有料老人ホーム グリーンリーフ
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

家族代表	住 所	
	氏 名	